社会福祉法人設立のために

※ 本文中で使用している略称について

法 社会福祉法

「審査基準」 「社会福祉法人の認可について」

(平成 12 年 12 月 1 日 障第 890 号・社援第 2618 号・老発第 794 号・児発第 908 号 厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長

連名通知)別紙1「社会福祉法人審査基準」

「定款準則」 同通知 別紙2「社会福祉法人定款準則」

「審査要領」 「社会福祉法人の認可について」

(平成 12 年 12 月 1 日障企第 59 号・社接企第 35 号・老計第 52 号・児企第 33 号 厚生省 大臣官房障害保健福祉部企画課長・社会・援護局企画課長・老人保健福祉局計画課長・児

童家庭局企画課長連名通知) 別紙「社会福祉法人審査要領」

1 社会福祉法人とは

社会福祉法人(以下「法人」という。)は、社会福祉事業を行うことを目的として、法に定めるところにより設立される法人をいいます。すなわちそれは、私立学校法による学校法人、宗教法人法による宗教法人等と同じく、民法による公益法人とは種々の点において相違する特別法人です。

社会福祉事業とは、法第2条に定められている社会福祉事業、すなわち、第1種社会福祉事業 及び第2種社会福祉事業をいい、それ以外の社会福祉を目的とする事業は含まれません。つまり、 法第2条に定める社会福祉事業を行うことをその本来の目的としないものは、社会福祉法人とは なり得ません。

また、法では、法人の設立・解散・合併、法人への助成・監督のそれぞれについて規定を整備 し、公共性を有する社会福祉事業の安定した運営の確保を図っています。

法人の運営面は、公共性の高い事業を行っているため、税制での種々の特例措置が認められるほか、法人の行う施設経営又は事業の財源は、公的な資金で賄われる場合が多く、そのため経営の透明性を確保する必要が特に高いものと考えられます。なお、措置費等においては、各通知により使途制限が課せられます。

社会福祉法人制度は、民間の善意の協力を頂いて公的な社会福祉事業を展開し、福祉の向上を 図っている制度です。

2 社会福祉事業、公益事業及び収益事業

(1) 社会福祉事業について(法第2条)

法においては、社会福祉事業として第1種社会福祉事業と第2種社会福祉事業に分類しています。

① 第1種社会福祉事業(法第2条第2項)

非常に公共性が高く、個人の人格に重大な影響を及ぼすと考えられる事業です。責任と役割は非常に大きく、人権の擁護、公正な運営の確保という観点から原則として国、地方公共団体又は社会福祉法人によって経営することとされています。

主なものを例示しますと次のような施設を経営する事業が該当します。

- ・生活保護法に規定する救護施設、更生施設等を経営する事業
- ・児童福祉法に規定する乳児院、児童養護施設、障害児入所施設等を経営する事業
- ・老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム等を経営する事業
- ・障害者自立支援法(平成25年4月から障害者総合支援法に名称変更)に規定する障害者 支援施設を経営する事業

② 第2種社会福祉事業(法第2条第3項)

事業が行われることが社会福祉の増進に貢献するものであり、個人の人格等に及ぼす影響が比較的少ない事業です。この事業については、事業の展開を阻害することのないように、自主性と創意を助長することが必要となるので、第1種社会福祉事業と区別されています。 主なものを例示しますと次のとおりです。

- ・児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業等及び保育所等を経営する事業
- ・老人福祉法に規定する老人デイサービス事業及び同センターを経営する事業、老人短期入 所事業及び同施設を経営する事業、認知症対応型老人共同生活援助事業(いわゆるグループ ホーム)
- ・障害者自立支援法(平成25年4月から障害者総合支援法に名称変更) に規定する障害 福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業等
- ※ なお、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあっては5人、その他の ものにあたっては20人(※施行令第1条で規定する事業にあっては10人)に満た ない事業については、社会福祉事業には含まれません。(法第2条第4項)

(2) 公益事業及び収益事業について

法人は、社会福祉事業のほかに、必要に応じて公共事業及び収益事業を行うことができます。 ただし、当該事業は、法人の目的である社会福祉事業の従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業の規模を超える事業は認められません。(「審査基準」第1-2-(4)、同第1-3-(5))

- ① 公益事業(法第26条、「審査基準」第1-2) 公益事業の基本的な考え方は次のとおりです。
 - ・公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。
 - ・当該法人の行う社会福祉事業の純粋性を損なうおそれのないものであること。
 - ・当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ のないものであること。
 - ・社会通念上は公益性が認められるものであっても社会福祉とは全く関係ないものを行う ことは認められないこと。
 - ・公益事業において収益を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充 てること。
- ② 収益事業(法第26条、「審査基準」第1-3) 収益事業の基本的な考え方は次のとおりです。
 - ・当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令第13条に掲げるものに限る。以下において同じ。)の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。
 - ・事業の種類については、特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。なお、法人税法第2条第13号にいう収益 事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあること。
 - ・当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること。
 - ・当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ のないものであること。
 - ・ 当該事業を行う上に必要な資産は、社会福祉事業及び公益事業の用に供する資産と明確 に分離できるものでなければならないこと。

3 社会福祉法人の機関

(1) 理事

理事は、外部に対して法人の意志を表現する権限を有する(これを法人の「代表機関」といいます。)と同時に内部に対しては、理事会の意思に従って法人の業務を執行する権限を有します。(これを法人の「執行機関」といいます。)

また、理事全員をもって構成される合議体としての理事会が設けられ、法人業務執行の為の理事の意思統一が図られます。

理事の定数は、法では、運営が専断的になることを防止するため、6人以上を置かなければならないとされています(法第44条第3項)。

法人は定款に規定する目的たる事業を遂行するわけですが、執行機関である理事は全て社会福祉法人の業務について責任を負うことになります。しかし、全ての理事がそれぞれ業務の執行を担当することは少なく、理事の中から選任された理事長(会長)に代表して執行する権限を委ねるのが通例です。さらに、特定の理事を業務執行理事等に選任して、理事長を補佐させ、日常業務の処理に当たらせる場合もあります。なお、業務執行理事は理事長と違い代表権はないため、対外的な業務を執行する権限はありません。

(2) 監事

法人には、監査機関として、監事を置くこととされています。監事の定数は法では2人以上を置かなければならないとされています (法第44条第3項)。監事の職務は、法で定められており、法人の業務監督及び会計監査を行うとともに不整な点を発見したときは、理事会及び評議員会に報告しなければならないとされています(法第45条の18第3項において準用する一般法人法第100条及び第102条)。

また、監事は、理事が不正の行為をしたとき、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は、法令・定款に違反する事実、著しく不当な事実があると認めるときは、理事に対して理事会の招集を請求することができます。(法第45条の18第3項において準用する一般法人法第101条第2項)

(3) 評議員会

社会福祉法人の公共性に鑑み、その民主的な運営を図り、その適正を期するため、評議員会を置かなければならず、その定数は理事の員数を超えなければなりません。(法第40条第3項)

法人の理事、監事または職員と評議員との兼職は禁止されています。(法第40条第2項) 評議員会は、法人運営の基本ルール、体制の最終的な決定を行い、役員の選任・解任を通 じて事後的に法人運営を監督する機関として位置付けられています。

4 定款について

社会福祉法人の設立に当たり、最も重要なことは、設立者が法人の根本規範たる定款を作成することです。

法人は、法令の規定に従って定款により定まった目的の範囲内において権利を有し義務を負うものとされ、法人が定款に違反したときは、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を所轄庁から命ぜられることがあります(法第56条)。このように定款は、その法人の管理運営等に重要な役割をもつものです。

原則として「定款例」を参考として、法人の実情を勘案の上、定款を作成しなければなりませんが、注意すべき事は、定款には必要的記載事項及び任意的記載事項があり、法第31条第1項に規定のある必要的記載事項は、その一つを欠いても、定款として成立しないことになることです。

<必要的記載事項>

①目的、②名称、③社会福祉事業の種類、④事務所の所在地、⑤評議員及び評議員会に関する事項、⑥役員の定数その他役員に関する事項、⑦理事会に関する事項、⑧会計監査人を置く場合には、これに関する事項、⑨資産に関する事項、⑩会計に関する事項、⑪公益事業を行う場合にはそれらの種類、⑫収益事業を行う場合にはそれらの種類、⑬解散に関する事項、⑭定款の変更に関する事項、⑮広告の方法

5 社会福祉法人設立認可等における所轄庁

社会福祉法人の設立認可及び指導監督に係る所轄庁は、国、都道府県、<u>市</u>(※)となっています。

社会福祉法人の行う事業が2以上の都道府県の区域にわたるものについては、厚生労働大臣であり、主たる事務所が<u>市</u>の区域内にあってその行う事業が<u>市</u>の区域を越えないものについては、<u>市長</u>であり、それ以外は都道府県知事となっています。

※下線部は、平成25年4月1日施行の社会福祉法の改正によるもの。

第1 社会福祉法人は、社会福祉法第2条第2項に定める第1種社会福祉事業及び同条第3項 に定める第2種社会福祉事業を経営することを目的として設立される。また、社会福祉事 業が当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであることが必要である。

したがって以下のようなことは認められません。

- ・行う社会福祉事業が未定のまま、公益事業や収益事業のみを目的として社会福祉法人を設立すること。
- ・社会福祉事業より大規模な公益事業や収益事業中心で行う事業内容の社会福祉法人を設立すること。

第2 法人の組織経営

役員のうち、理事は6名以上とし、監事についても2名以上とする。理事会が当該法人の全ての業務執行の決定や理事の職務執行の監督を行い、理事全員に経営責任がある。したがって理事会は形式的なものではなく、理事の構成、活動ともに実質的なものでなければならない。

また、監事は理事会から独立して理事会の牽制的役割を担うものである。

さらに、評議員会は原則として事後的に法人運営を監督する機関であり、法人の業務の 決定に当たり重要な事項については、評議員会において決議を得なければならない。

(1) 役員等について

- ① 関係行政庁の職員が評議員又は役員となることは差し控えること。(※社会福祉協議会を除く。)(「審査基準」第3-1(1))
- ② 実際に法人運営に参画できない者が、名目的に評議員又は役員になることは適当でない。 (同(3))
- ③ 特定の公職にある者(地方公共団体の長等)が慣例的に評議員又は役員となることは適当でない。(同(4))
- ④ 次に掲げる者は、評議員又は役員となることはできない。(法第40条第1項及び第44 条第1項)
 - (4) 法人
 - (ロ) 成年被後見人又は被保佐人
 - (n) 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反 して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - (二) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - (ホ) 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

- ⑤ 暴力団員などの反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできない。 (「審査基準」第3-1(6))
- (2) 理事について
- ① 理事には、社会福祉事業の経営に関する識見を有する者、当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者(※)及び施設を設置している場合には当該施設の管理者を含まなければならない。(法第44条第4項)

※社会福祉事業の経営に関する識見を有する者又は当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者

<社会福祉事業について識見を有する者>(「審査要領」第3(1))

- (イ) 社会福祉に関する教育を行う者
- (ロ) 社会福祉に関する研究を行う者
- (ハ) 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
- (二) 公認会計士、税理士、弁護士等社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者 <法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者> (同(2))
- (4) 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
- (p) 民生委員·児童委員
- (ハ) 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等
- (二) 医師、看護婦、保健師等保健医療関係者
- (ホ) 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円 滑な遂行が期待できる者
- ② 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者(以下この⑤において「理事の親族等特殊関係者」という。)(※)が、理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。(法第44条第6項)ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は3人である。(「審査基準」第3-3(4))
- ※「特殊の関係にある者」とは、具体的には以下のとおりです。(施行規則第2条の1)
 - (イ) 当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - (中) 当該理事に雇用されている者
 - (n) (イ)又は(n)に掲げる者以外のものであって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - (二)(イ)から(ハ)に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にする者
 - (ホ) 当該理事が役員(※) となっている他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員又は職員(これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の理事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。) ※業務を執行する社員を含む。
 - (A) 次に掲げる同一の団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である 理事(これらの理事が当該社会福祉法人の理事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。)
 - ・国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

- (3) 監事について
- ① 監事は、当該法人の理事又は職員を兼任できない。(法第44条第2項)
- ② 監事には、社会福祉事業について識見を有する者及び財務管理について識見を有する者が含まれなければならない。(法第44条第5項)
- ③ 監事は、各役員の配偶者又は三親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊の関係がある者(※)も含まれてはならないこととしている。(法第44条第7項)
- ※「特殊の関係にある者」とは、具体的には以下のとおりです。(施行規則第2条の11)
 - (イ) 当該役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - (中) 当該役員に雇用されている者
 - (n) (イ)又は(n)に掲げる者以外のものであって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - (二)(ロ)、(ハ)に掲げる者の配偶者
 - (ホ)(イ)から(ハ)に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの
 - (A) 当該理事が役員(※) となっている他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員又は職員(これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の理事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。) ※業務を執行する社員を含む。
 - (ト) 当該監事が役員となっている他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員又は職員(これらの役員(当該監事を含む。)又は職員が当該社会福祉法人の監事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。)
 - (チ) 支配している他の社会福祉法人の理事又は職員
 - (リ) 次に掲げる同一の団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である 監事(これらの監事が当該社会福祉法人の監事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。)
 - ・国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人
 - ④ 監事は、公認会計士又は税理士を登用することが望ましい。(「審査基準」第3-4(5))
 - (4) 評議員について
 - ① 評議員は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。(法第40条第3項)
 - ② 評議員は、各評議員又は各役員の配偶者又は三親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者(※)も含まれてはならない。(法第40条第4項及び第5項)
 - ※「特殊の関係にある者」とは、具体的には以下のとおりです。(施行規則第2条の7及び8)
 - (4) 当該評議員又は役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - (中) 当該評議員又は役員に雇用されている者
 - (ハ) (イ)、(ロ)に掲げる者以外の者であって、当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生

計を維持している者

- (二)(口)、(ハ)に掲げる者の配偶者
- (ホ)(イ)から(ハ)に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの
- (A) 当該評議員が役員(※)となっている他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員(※)又は職員(これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。) ※業務を執行する社員を含む。
- (ト) 当該社会福祉法人の役員が役員(※) となっている他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員 (※) 又は職員(これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の業議員総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。)

※業務を執行する社員を含む。

- (チ) 支配している他の社会福祉法人の役員又は職員
 - ※支配している他の社会福祉法人:当該社会福祉法人の役員又は評議員で、評議員の総数の過半数を 占めている他の社会福祉法人
- (リ) 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である、評議員(これらの評議員が当該社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。)
 - ・国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人
- ③ 評議員は、法人の理事・監事又は職員を兼ねることはできない。(法第40条第2項)
- ④ 評議員については、法第39条において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから選任することとしており、法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続より選任されている限り、制限を受けるものではない。(「審査基準」第3-2(2))

第3 法人の資産等

法人は、原則として社会福祉事業を行う直接必要な全ての物件(動産及び不動産)について所有権を有すること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。(ただし、社会福祉施設の種類によっては、種々の緩和措置があります。)

社会福祉法人は、社会福祉法第25条により社会福祉事業を行うのに必要な資産を備えなければならないこととされています。

それは、公共性の極めて高い第1種社会福祉事業及びその事業がおこなわれることにより社会福祉の増進に貢献する第2種社会福祉事業を行う社会福祉法人の性格上、運営基盤が確実であり、経営が安定し、かつ、優秀な者であることが求められるため、必ず事業経営に必要な資産を備えることとされています。「必要な資産」としては、施設を経営する法人であれば「各社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物並びにその敷地を自己所有することを原則としており、施設を経営しない場合は、安定的に運営を図っていくのに必要な資産を有することとさ

(1) 社会福祉施設を経営する法人については上記に関する自己所有の土地・建物はすべて法人の基本財産として管理すること。

ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けている者である場合にあっては、1,000万円以上に相当する資産(現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限り、現金・預金については借り入れて調達することはできません。)を基本財産として有していなければなりません。

また、社会福祉施設を経営しない法人(社会福祉協議会及び共同募金会を除く。)にあっては、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1億円以上の資産(借り入れて調達することはできません。)を有していなければなりません。(ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができます。)

(「審査基準」第2-1、2)

(2) その他財産として当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する現金、普通預金、 又は当座預金等を有していること。ただし、指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 等の介護保険法上の事業、障害者自立支援法上の障害福祉サービス又は児童福祉法上の障害 児通所支援事業若しくは障害児施設入所支援に該当する社会福祉事業を主に行う法人を設 立する場合にあっては、12分の2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有して いること。(いずれも借り入れて調達することはできません。)(「審査要領」第2(3))

なお、塩竈市においては、上記に加え、開設準備に必要な経費(施設の開所にあたり、職員の研修等の準備に係る人件費及び事務費)を有していることを要します。

- (3) 基本財産又はその他財産を寄付金で賄う場合は書面による贈与契約が締結されること。
- (4) 施設整備に係る借入金の償還財源を上記(3)の個人の寄付金で賄う計画の場合、寄付 予定者確認の年間寄付予定額をその者の年間所得から控除した後の所得額が社会通念上そ の者の生活を維持できると認められる額を上回っていなければならないこと。
- (5) 社会福祉事業のうち特定の事業(「特別養護老人ホームの経営」及び「保育所」等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合には、上記(1)及び(2)の要件の緩和措置が採られています。
- (6) 認可を受けて設立された社会福祉法人が解散する場合の残余財産については、定款で帰属者を定めない場合には、国庫に帰属することになります。
- (7) 社会福祉法人設立前に法人設立のために発生した事務経費等について、法人設立後に法人から支払うことはできませんので、設置者等が支払うこととなります。

7 社会福祉法人設立のための事前協議

社会福祉法人を設立しようとするときは、まず事前協議を行い、設立しようとする法人の概要を設立認可の所轄庁に説明することとなります。

これは、社会福祉施設を建設するためには、国庫補助金又は民間補助金の補助申請の為の事前協議等を行いますが、これらの事前協議等と並行して法人の適否について判断していくためのものです。

法人設立の事前協議を行うには、次の書類が必要になります。書類は1部作成し、原則と して法人設立予定年の前年の11月末までに提出していただきます。(塩竈市長が所轄庁の場 合)

- ① 社会福祉法人新設調書(様式第1号)
- ② 法人設立趣意書(建設趣意書でも可)
- ③ 役員及び評議員就任予定者の履歴書(様式第2号)
- ④ 設立に係る法人の資産に関する書類 (寄附確約書(様式第3号)の写し、残高証明書(写しでも可))
- ⑤ 図面(土地位置図、施設平面図(略図でも可))
- ⑥ 土地の権原に係る書類 (寄附確約書/売買予約書/貸与確約書の写し・不動産登記簿事項証明書(写しでも可))
- ⑦ 事業開始年度及び次年度の収支予算書
- ⑧ 融資証明書の写し

(民間金融機関の場合。独立行政法人福祉医療機構からの融資の場合は、相談の経緯について説明した書(任意様式))

※⑧に関しては、法人設立審査会(通常2月上旬)の直前まで提出

※新設調書(様式1) は、別紙 EXCEL ファイルを参照のこと

履歴書

本籍地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

現住所 本籍地に同じ

氏名 〇〇〇

昭和 年 月 日 生

学 歴 昭和 年 月 ○○大学○○学部○○学科卒業

職 歴 昭和 年 月 (株)○○会社入社

昭和 年 月 (株)○○会社退社

昭和 年 月 (株)○○を開業して現在に至る。

その他の社会的活動歴

昭和 年 月~ 現在 民生・児童委員

昭和 年 月~ 現在 保 護 司

昭和 年 月~ 現在 町内会長

上記のとおり相違ありません。

平 成 年 月 日

氏名 〇 〇 〇

寄 附 確 約 書

社会福祉法人〇〇福祉会が設立された場合は、(施設の種類)仮称「〇〇園」の (建設資金の一部/運用財産)として下記の金額を寄附することを確約します。

記

金 0000 円

平成 年 月 日

○○県○○市○○町○○番地

氏名 〇 〇 〇 回

社会福祉法人 ○○福祉会

設立代表者 ○ ○ ○ 殿

8 社会福祉法人の設立認可申請

社会福祉法人の設立認可申請(以下、「本申請」という。)は、施設建設の為の補助金内示及び 民間補助金の内定通知があった時期に行うことになります。

本申請には次の書類が必要です。

- ① 設立認可申請書
- ② 定款
- ③ 添付書類目録
- ④ 設立当初の財産目録
- ⑤ 財産が法人に帰属することを証する書類 (贈与契約書、確約書、補助予定通知書、身分証明書、印鑑登録証明書、残高証明書等)
- ⑥ 法人に帰属しない不動産の使用権限を証する書類 (地方公共団体の無償貸与確約書、不動産登記簿謄本、土地賃貸借契約書等)
- ⑦ 設立当初の会計年度及び次会計年度の事業計画書及び収支予算書
- ⑧ 設立者の履歴書等(履歴書、身分証明書、印鑑登録証明書等)
- ⑨ 設立代表者の権限を証する書類(設立発起人会議事録、委任状等)
- ⑩ 役員就任予定者の履歴書等(履歴書、選任理由書、就任承諾書、身分証明書、印鑑登録証明書等)
- ⑩ 施設建設関係書類(施設建設計画書、建設図面、見積書、補助金予定通知書、建設自己資金に係る贈与契約書、貸付決定通知書、償還計画書、償還金財源に係る契約書、基本財産編入誓約書等)
- ② 施設長就任承諾書 (就任承諾書、履歴書、資格を証する書類)
- ③ 諸規程(就業規則、給与規程、経理規程)

[社会福祉法人設立認可申請に必要な書類一覧表]

		※補助又は贈与により取			原本		
		得する場合				確	認
		公共団体	法人	個人	証明		
1	社会福祉法人設立認可申請書				原		
2	定款						
3	添付書類目録 (一覧表)						
4	設立当初の財産目録						
5	財産が法人に帰属することを証する書類						
	○現金等の贈与・補助を受ける場合						
	・市町村議長等の議決証明書、関係規程等	0					
	・贈与契約書、確約書又は補助予定通知書	0	0	0			
	・身分証明書、登記簿謄本		©	0			
	・印鑑登録証明書 (印鑑証明書)		©	©	•		
	基本約款等		0		写		
	・社員総会等議事録等		0		写		
	・残高証明書等		©	0			
	○不動産の贈与を受ける場合						
	・贈与契約書、確約書	0	0	0	写		
	・身分証明書、登記簿謄本		0	©			
	・印鑑登録証明書 (印鑑証明書)		©	©			
	基本約款等		©		写		
	社員総会等議事録等		0		写		
	・不動産登記簿謄本	0	0	©			
	所有権移転登記確約書	0	©	0	写		
	・付随する負債の引き受けを証する書類	0	©	©	写		
	○不動産を売買により取得する場合						
	・売買契約書	0	0	©	写		
	・身分証明書、登記簿謄本		0	0			
	・印鑑登録証明書 (印鑑証明書)		0	0			
	・基本約款等		0		写		
	・社員総会等議事録等		0		写		
	・不動産登記簿謄本	0	©	©			
	所有権移転登記確約書	0	0	©	写		
	・付随する負債の引き受けを証する書類	©	0	0	写		
6	法人に帰属しない不動産の使用権限を証する書類						
	○地方公共団体の無償貸与確約書	0			写		
	○土地賃貸借契約書	0	0	0	写		
	○貸借権設定登記誓約書		0	0	写		
	○地上権設定契約書		0	0	写		

		1	•		-
○地上権設定登記誓約書		0	0	写	
○身分証明書、登記簿謄本		0	0		
○印鑑登録証明書 (印鑑証明書)		0	0		
○基本約款等		0		写	
○社員総会等議事録等		0		写	
○不動産登記簿謄本	©	0	0		
設立当初の会計年度及び次会計年度の事業計	十画書及び収支予算	書			
○事業計画書○収支予算書					
3 設立者関係書類	設立者関係書類				
○履歴書				写	
○身分証明書					
○印鑑登録証明書					
設立代表者の権限を証する書類					
○設立発起人会議事録				写	
○委任状				写	
○身分証明書					
○印鑑登録証明書					
○ 役員就任予定者関係書類 ○ 履歴書					
)役員予定者選任理由書					
〇役員就任承諾書				写	
○身分証明書					
○印鑑登録証明書					
○評議員会を設置する場合					
・評議員予定者の履歴書・承諾書				写	
・評議員予定者選任理由書					
1 施設建設関係書類					
○施設建設計画に関する書類					
・施設建設計画書					
建設図面(付近見取図、配置図、平面図)					
・施設建設費見積書				写	
• 設計監理契約書				写	
・設備整備(初度調弁)計画書				写	
• 設備整備費見積書					
○補助金交付に関する書類(国、県の場合)					
・補助予定通知書					
○補助金交付に関する書類(県以外の地方公共団体の場合)					
・市町村議長等の議決証明書、関係規程等					
・補助予定通知書	写				

○助成金等の交付決定内定書				写		
○建設自己資金に関する書類						
・贈与契約書		0	0	写		
・身分証明書、登記簿謄本		0	0			
・印鑑登録証明書(印鑑証明書)		0	0			
・基本約款等		0		写		
・社員総会等議事録等		0		写		
・残高証明書等		0	0			
○貸付決定通知書(内定通知書、借入申込書)						
○償還計画書						
○償還金財源に関する書類						
・市町村議長等の議決証明書、関係規程等	0	0				
・贈与契約書、確約書又は補助予定通知書	0	0	©			
・身分証明書、登記簿謄本		0	©			
・印鑑登録証明書(印鑑証明書)		0	0			
・基本約款等		0				
・社員総会等議事録等		0				
・残高証明書等		0	0			
○基本財産編入誓約書	○基本財産編入誓約書					
12施設長就任に関する書類						
○施設長就任承諾書	写					
○履歴書	写					
○施設長の資格を証する書類						
・無資格の場合:施設長資格認定講習会受講承諾書						
1 3諸規程						
1 4 その他						

[原本証明欄凡例]

空欄	証明等は必要ないこと。
原	原本を提出。
	原本又は原本の写しに原本証明を行ったもの。
写	原本の写しに原本証明を行ったもの。

注) 「※補助又は贈与により取得する場合」欄の「 \circledcirc 」については、当該補助又は贈与等を行う者の区分によって提出すべき書類を示している。

予備審査、事前審査時点で審査を行った公的機関等が発行した証明書等については、設立認可申請の段階で、改めて提出していただく場合があります。

9 社会福祉法人と税制

社会福祉法人に対しては、その事業の公共性に鑑み、法人の健全な育成を図るために税制上各種の課税特例措置が設けられております。

課税特例措置の概要は次のとおりです。(なお、詳しくは最寄りの税務署(国税の場合)、県税 事務所・地方県事務所税務部(地方税の場合)にご相談ください。)

(1) 社会福祉法人に対する課税特例措置

① 法人税(国税)·法人事業税(地方税)

法人税は、法人及び収益事業を営む団体に対する税金ですが、社会福祉法人の場合は、 課税されません。ただし、収益事業については、課税対象となります。また、法人事業税 についても同じです。

② 登録免許税(国税)

登録免許税は、建物の所有権の取得登記又は、土地の権利の取得登記に係る税金ですが、 社会福祉法人の場合、社会福祉事業用の土地・建物の取得登記には、課税されません。

この場合、不動産が社会福祉法人の社会福祉事業用としての証明が必要となります。宮城県では、その不動産の所在する所轄の県保健福祉事務所で、その証明書を発行しています。(塩竈市内の不動産は塩釜保健所になります。)

③ 印紙税(国税)

社会福祉法人が行う事業のうち生計困難者に対して無利子又は低利で融資する事業が ありますが、その事業による貸付金に関する文書については、課税されません。

④ 固定資産税·不動産所得税(地方税)

社会福祉法人が社会福祉事業用に使用している土地・建物については、固定資産税が課税されません。また、同様に不動産取得税についても、施設の用に供する不動産を取得した場合は課税されません。

⑤ 自動車税·軽自動車税·自動車取得税(地方税)

社会福祉法人がその事業の用に供する自動車については、自動車税・軽自動車税・自動 車取得税が減免されます。

(2) 社会福祉施設利用者に対する課税特別措置

① 消費税

消費税は、物品・サービスの売り上げにかかり、最終的に消費者が負担する税金ですが、社会福祉法人の行う事業により非課税と課税に区分されています。

第1種社会福祉事業、第2種社会福祉事業については、非課税とされており、公益事業 及び収益事業については、原則として課税となっております。

(3) 社会福祉法人が寄附金を受けた時の寄付者への特例措置

① 所得税

個人が社会福祉法人に支出した寄附金について、所得税法に定める寄附金控除が受けられます。

② 法人税

株式会社等の法人が社会福祉法人に支出した寄附金について、法人税法にいう損金算入 限度額の範囲で損金算入が受けられます。

損金算入限度額については、その会社の資本金や事業所得から算定されますので、各々の会社によって限度額は変わってきます。

損金算入限度額のほかに同額の特別損金算入限度が認められており、社会福祉法人の寄 附が容易になるようになっております。

③ 相続税(国税)

相続人が相続財産を相続税の申告期限内に社会福祉法人に寄附すれば、当該財産は相続財産の基礎に算入されませんので、非課税となります。

(4) 指定寄附金制度について

指定寄附金制度は、財務大臣が指定した寄付金のことで、法人税の損金算入限度を超えて寄 附された金額の全額が損金算入できる制度です。

県共同募金会を通して、社会福祉事業の用に供される土地・建物及び機械その他の整備に要する費用および経常的経費に充てるための寄附金として、支出すれば指定寄附金扱いになります。

なお、指定寄附金はあくまでも法人税ですので、個人所得の寄附金控除は該当しません。